

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成25年3月	令和6年3月
	片岡地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	159.3 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	87.5 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	28.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積合計	12.1 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約55%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（87.5ha）のうち約3割（28.7ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約5割（15.4ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。
 地域農業の在り方について検討する。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。

- ・地域農業の在り方について・地域における新規就農者支援について

基本方針は、地域の中心となる経営体に効率よく営農できるよう集積・集約化し、耕作放棄地を解消する。
乗附地区については、市外の農家が農地集積を進めているが、寺尾地区は集積が進んでいない。

寺尾地区へ新規就農者が参入できるように地域として受け入れる体制をとっておく。

また、現在集積が進んでいる乗附地区では、補助事業等を担い手に活用してもらうためにも積極的に位置づけることを検討する。

土地利用型農業については、自給的農家が水稻を作付けしている現状にある。

さらに、市街化農地も存在しているため、各々の農家が現状の経営規模を維持するよう営農計画を行う。

野菜については、現在の担い手に加え、新規就農（参入）者が施設及び露地野菜の栽培に取り組み、米麦との複合化を視野に入れ、農地中間管理機構等により規模拡大を図っていく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成24年9月	令和5年3月
	佐野地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	47.4 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	29.4 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	10.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	0.5 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) =約62%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（29.4ha）のうち約3割（10.2ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約7割（7.1ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。 地域農業の在り方について検討する。 地域における新規就農の支援体制を構築する。
--

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- 農地中間管理機構の活用方針

本地区は、市街化農地が比較的多く存在するため、原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- 地域農業の在り方について

土地利用型農業については、法人や認定農業者等地域の担い手が、米麦の二毛作を中心とした作付けを行う。

なお、水稻については、個々の農家が現状の経営規模を維持していく。

今後は、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないために、人・農地プラン座談会を活用して中心経営体へ農地を集積していく。

また、他のプランとの合併も検討する。

- 地域における新規就農支援について

新規就農者については、地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成25年3月	令和6年3月
	六郷地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	117.6 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	78.6 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	20.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積合計	30.2 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約67%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（78.6ha）のうち約3割（20.7ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約3割（6.8ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域農業の在り方について検討する。
 地域における新規就農の支援体制を構築する。
 農地中間管理機構を活用する。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- 地域農業の在り方について

土地利用型農業については、水稻栽培が中心であるが、麦の作付けもしている。認定農業者が農地の集積を行っており、今後いかにして担い手に集約するか座談会等で話し合わなくてはならない。

野菜栽培については、農地集積により規模拡大を図っていく。

畜産については、2経営体が肥育及び乳牛経営をしており、飼料米や飼料用稲の作付けを行い、自給的経営を今後も継続する。

- 地域における新規就農者支援について

新規就農者については、地域全体で支援をしながら育成して行く。

- 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の制度の周知を図り、地域の農地所有者が農地中間管理機構を利用しやすい環境作りを推進する。

利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成25年3月	令和6年3月
	長野地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	282.0 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	225.6 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	48.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.3 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	134.80 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約80%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答があった耕作地（225.6ha）のうち約2割（48.2ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約4割（21.4ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>所得向上のため、六次産業化を推進する。</p> <p>経費削減のため、低コスト化に努める。</p> <p>農地中間管理機構を活用する。</p>

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・地域農業の在り方について

土地利用型農業については、水稻及び麦の二毛作を中心に作付けを行っている。
大規模に農業を展開している法人や、認定農業者がおり、いかにして中心となる経営体に農地を集積するかが今後の課題である。

野菜については、法人が新規参入により露地野菜の生産に取り組んでおり、利用権設定あるいは農地中間管理事業により規模拡大を進める。

本地区は住宅地に近い農地も存在し、非農家からの苦情もあるため地域で連携して理解を求める。

- ・六次産業化について

法人では、米麦のほかに、そばを栽培し、生産・加工・販売の六次産業化を実践しており、今後は、そば店の開業に向け、さらに利益率の向上をめざす。

また、個人としても露地野菜など6次産業化を推進し、所得の向上を目指す。

- ・低コスト化

補助事業等の活用によりコンバイン等の大型機械を導入し、生産費のコストダウンを図っていく。

- ・農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の制度の周知を図り、地域の農地所有者が農地中間管理機構を利用しやすい環境作りを推進する。

利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成25年3月	令和6年3月
	新高尾地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	168.5 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	119.7 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	36.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	31.4 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約71%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（119.7ha）のうち約3割（36.3ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約4割（14.4ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>六次産業化を推進する。</p> <p>経費削減のため、低コスト化を推進する。</p>
--

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。

- ・地域農業の在り方について

土地利用型農業については、法人や認定農業者等が二毛作による麦の規模拡大を図り、将来的に米麦一体の耕作を検討する。中心経営体を中心にリタイヤ農家の農地利用を目指して効率的な営農を実現させる。

- ・六次産業化について

畜産業を営む法人や認定農業者は、経費の低コスト化、六次産業化の推進を図る。
また、住宅地での畜産経営のため、畜舎の分散化を図るなど、畜産公害を減少させ 地域住民に配慮した畜産経営を目指す。

- ・低コスト化について

法人や認定農業者等の大型機械導入を推進していく。
補助事業等の活用によりコンバイン等の大型機械を導入し、生産費のコストダウンを図っていく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成24年9月	令和6年3月
	西部地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	189.5 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	121.3 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	41.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.4 ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積合計	12.2 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約64%	

2 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

アンケートの結果、回答のあった耕作地（121.3ha）のうち約3割（41.8ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約5割（19ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。

地域農業の在り方について検討する。

経費削減のため、低コスト化に努める。

所得向上のため、複合経営を行う。

所得向上のため、六次産業化、高付加価値化を推進する。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

本地区は、市街化農地が比較的多く存在するため、原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

本地区は、畑作を主体にした農業振興を図る。さらに、野菜栽培をしている農家も多く、意欲ある農家については規模拡大を検討し、小規模農家については現状の経営規模を維持していく。

また、養蚕業の最盛期に開墾した農地の多くは急傾斜地であり、そのほとんどが荒廃し、再生利用が極めて困難である。少しでも荒廃農地を減らせるよう、地域として座談会等を活用して検討していきたい。

果樹については、担い手の育成と共に、鳥獣害の対応についても地域で考えていく必要がある。

- ・低コスト化

集落営農組織として、地域で機械を導入することを検討する。

- ・基盤整備事業への取組

地域として検討していく

- ・複合化

土地利用型農業については、認定農業者が水稻と果樹、野菜等の複合化を行っており、今後も継続する。

- ・六次産業化・高付加価値化

果樹については、モモ農家が「剣崎モモのブランド化」を地域として推進している。そのため、県内外へ情報発信し、ブランドとして定着を図り、高付加価値を付けられるよう努める。さらに、加工にも力を入れ、六次産業化の推進により地域全体として所得を向上させる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成24年3月	令和6年3月
	大類地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	273.6 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	206.8 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	60.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	31.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	14.1 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) =約76%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（206.8ha）のうち約3割（60.8ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約5割（31.7ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。水路の管理方法や使い方について地域として話し合いが必要。また開発事業など課題が多く、集積は進んでいない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。
 地域農業の在り方について検討する。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。

- ・地域農業の在り方について

土地利用型農業は、法人や認定農業者が麦、飼料用稲及び飼料用米の作付けを行っており、水稻については、個々の農家が栽培している。

今後は、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないために、いかに中心経営体へ農地を集積していくかが課題であるが、定年退職を迎えて農業を始める人も出てきており、地域としての新規就農者へ支援していくことが重要である。

さらに、本地区は住宅地に近い農地が多く、非農家からの苦情も多いため地域で連携して理解を求める。

圃場間の移動距離をなるべく減らすためにも、農地の集約化を推進していく。
利益が出る農業を取り組み、新規就農者の良いロールモデルを目指す。また、時代に即した持続可能な農業を目指す。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成24年9月	令和6年3月
	八幡地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	277.4 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	178.4 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	49.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	27.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.9 ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積合計	50.2 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約64%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（178.4ha）のうち約3割（49.1ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約5割（27.5ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。

地域農業の在り方について検討する。

所得向上のため、高付加価値化を推進していく。

地域における新規就農の支援体制を構築する。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手のみならず様々な経営スタイルの担い手がメリットを感じられるように、座談会を通じて地域としてのより良い中間管理機構の活用方法を検討する。

法改正に伴い利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。

農地の出し手に対し、本座談会の意義や中間管理機構の役割を周知し、座談会への出席を促すなど、活用議論の活発化を図る。

分散錯圃の解消等は、地域全体にとってメリットを感じられるよう、地域農地全体の水利の改善、畦畔管理の省力化、水田の持つ洪水時の一時貯水機能等を考慮して検討を進める。集積・集約化に伴う農地の大区画化については用水を考慮しながら対応を進めていく。

- ・地域農業の在り方について

水田・畑の輪作等、利用を柔軟に出来るようにし、省力・効率的かつ需要を見据えた地域農業を推進する。体験農業等により生消交流、有機食材の学校給食への供給や地産地消等を推進し、地域ブランドを確立し新たな需要を創出する。

分散錯圃の解消や水利の改善等を通じ、農地の規模拡大を志向する農業者、有機栽培や地域ブランド化等高付加価値を志向する農業者、高齢農業者や兼業等自給農業者他、様々なスタイルのより多くの担い手それぞれが輝き且つ共存共栄可能な地域農業経営を目指したい。

- ・高付加価値化について

中間管理機構のより良い活用や、輪作等特色のある栽培方法、有機栽培等高付加価値化にも取り組み、地域のブランド化を推進していく。

本地区は、施設園芸が盛んであり、「うれっ娘トマト」という完熟トマトをブランド化して生産・販売している。今後は、低コスト化による経費の削減や病害虫対策に取り組み、より一層のブランド化を推進していく。

- ・地域における新規就農者支援について

新規就農者を行政等とともに地域全体で支援しながら育成していく体制を確立する。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成25年3月	令和6年3月
	岩鼻地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	143.9 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	108.1 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	35.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積合計	13.3 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約75%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（108.1ha）のうち約3割（35.3ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約4割（14.8ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。
 地域農業の在り方について検討する。
 所得向上のため、六次産業化を推進していく。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。

- 地域農業の在り方について

土地利用型農業については、法人や認定農業者が麦、飼料稲、飼料米及び大豆を栽培しているが、今後も規模拡大を目標として推進していく。

- 六次産業化について

六次産業化については、法人や認定農業者により大豆の加工等を推進していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成24年9月	令和6年3月
	京ヶ島地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	252.9 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	179.5 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	53.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	23.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.8 ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積合計	12.5 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約71%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（179.5ha）のうち約3割（53.2ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約4割（23.2ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における新規就農の支援体制を構築する。</p> <p>所得向上のため、高付加価値化を推進していく。</p>

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。

- ・地域農業の在り方について

土地利用型農業については、麦については法人及び認定農業者、水稻については個々の農家が栽培しており、現状の経営を維持していく。

今後は、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないため、中心経営体に農地を集積していく。
また、隣接地である滝川地区との連携を検討していきたい。

- ・地域における新規就農者支援について

新規就農者については、積極的に規模拡大するなど取り組んでおり、地域全体で支援しながら育成していく。

- ・高付加価値化について

野菜については、高付加価値化による所得向上を目指す。

- ・基盤整備事業への取組

水路が整備されれば、借り手がつく遊休農地があるので、地域として整備を検討していく

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成24年9月	令和6年3月
	滝川地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	198.8 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	130.4 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	51.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.4 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	14.7 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約66%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（130.4ha）のうち約4割（51ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約2割（11.1ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。今後は、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないために、いかに中心経営体に農地集積をするかが課題である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。
 地域農業の在り方について検討する。
 地域における新規就農の支援体制を構築する。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。

- ・地域農業の在り方について

土地利用型農業については、法人や認定農業者が麦と飼料稲の作付けを行い、認定農業者を中心に水稻の作付けを行っていく。今後は、野菜との複合化で低コスト化を図ったり、付加価値を付けた農業振興を図る。
また、意欲のある農家については、規模拡大を検討する。

- ・地域における新規就農者支援について

新規就農者については、地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	高崎地域	平成25年3月	令和6年3月
	中川地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	112.1 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	80.9 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	27.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.5 ha
④ 地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積合計	10.6 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約72%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（80.9ha）のうち約3割（27.6ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約5割（14.1ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。令和7年に中川ライスセンターが稼働終了予定であり、他の施設の利用を検討するなど、代替案の検討が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。
 地域農業の在り方について検討する。
 地域における新規就農の支援体制を構築する。
 経費削減のため、低コスト化を推進する。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。
- 地域農業の在り方について
基本方針としては、農地を認定農業者等担い手に集積・集約し、米麦に限らず露地野菜についても一定の集約化を図り、地域全体で営農しやすい環境づくりを目指す。
- 地域における新規就農者支援について
新規就農者については、地域全体で支援しながら育成していく。
- 低コスト化
繁殖牛を飼養する農家と土地利用型農家が連携を図り、環境保全型農業への取り組み、低コスト化を推進する。
補助事業等の活用によりコンバイン等の大型機械を導入し、生産費のコストダウンを図っていく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	倉渕地域	平成24年9月	令和6年3月
	第1区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	107.0 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	62.4 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	20.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	1.3 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約58%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（62.4ha）のうち約3割（20.7ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約6割（11.6ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における新規就農の支援体制を構築する。</p>

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

高齢化により農作業が困難な農家が増加し、今後は農地の出し手が多くなることが予測される。農地を遊休化させないために、認定農業者等の中心となる経営体が高齢農家等をサポートしながら農地利用や規模拡大を図っていく。倉渕地域ならではの環境を活かし、おいしいお米・おいしい野菜の栽培を推進する。

- ・地域における新規就農支援について

新規就農者については、意欲ある方々が取り組んでおり地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	倉渕地域	平成24年9月	令和6年3月
	第2区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	34.9 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	20.6 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	0.0 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約59%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（20.6ha）のうち約2割（4.7ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約7割（3.4ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における新規就農の支援体制を構築する。</p>

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

高齢化により農作業が困難な農家が増加し、今後は農地の出し手が多くなることが予測される。農地を遊休化させないために、認定農業者等の中心となる経営体が高齢農家等をサポートしながら農地利用や規模拡大を図っていく。倉渚地域ならではの環境を活かし、おいしいお米・おいしい野菜の栽培を推進する。

- ・地域における新規就農支援について

新規就農者については、意欲ある方々が取り組んでおり地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	倉渕地域	平成24年9月	令和6年3月
	第3区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	53.0 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	32.4 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	9.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積合計	1.0 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約61%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（32.4ha）のうち約3割（9.6ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約6割（5.3ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における新規就農の支援体制を構築する。</p>

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

高齢化により農作業が困難な農家が増加し、今後は農地の出し手が多くなることが予測される。農地を遊休化させないために、認定農業者等の中心となる経営体が高齢農家等をサポートしながら農地利用や規模拡大を図っていく。倉渕地域ならではの環境を活かし、おいしいお米・おいしい野菜の栽培を推進する。

- ・地域における新規就農支援について

新規就農者については、意欲ある方々が取り組んでおり地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	倉淵地域	平成24年9月	令和6年3月
	第4区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	88.9 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	61.9 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	18.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	2.1 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約70%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（61.9ha）のうち約3割（18.0ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約4割（7.8ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における新規就農の支援体制を構築する。</p>

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

高齢化により農作業が困難な農家が増加し、今後は農地の出し手が多くなることが予測される。農地を遊休化させないために、認定農業者等の中心となる経営体が高齢農家等をサポートしながら農地利用や規模拡大を図っていく。倉渚地域ならではの環境を活かし、おいしいお米・おいしい野菜の栽培を推進する。

- ・地域における新規就農支援について

新規就農者については、意欲ある方々が取り組んでおり地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	倉淵地域	平成24年9月	令和6年3月
	第5区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	47.8 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	41.2 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	14.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	2.0 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約86%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（41.2ha）のうち約4割（14.8ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約7割（10.0ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における新規就農の支援体制を構築する。</p>

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

高齢化により農作業が困難な農家が増加し、今後は農地の出し手が多くなることが予測される。農地を遊休化させないために、認定農業者等の中心となる経営体が高齢農家等をサポートしながら農地利用や規模拡大を図っていく。倉渚地域ならではの環境を活かし、おいしいお米・おいしい野菜の栽培を推進する。

- ・地域における新規就農支援について

新規就農者については、意欲ある方々が取り組んでおり地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	倉渕地域	平成24年9月	令和6年3月
	第6区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	116.9 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	78.9 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	21.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	3.1 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約68%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（78.9ha）のうち約3割（21.1ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約8割（16.4ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。 地域農業の在り方について検討する。 地域における新規就農の支援体制を構築する。
--

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

高齢化により農作業が困難な農家が増加し、今後は農地の出し手が多くなることが予測される。農地を遊休化させないために、認定農業者等の中心となる経営体が高齢農家等をサポートしながら農地利用や規模拡大を図っていく。倉渚地域ならではの環境を活かし、おいしいお米・おいしい野菜の栽培を推進する。

- ・地域における新規就農支援について

新規就農者については、意欲ある方々が取り組んでおり地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	倉淵地域	平成24年9月	令和6年3月
	第7区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	188.0 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	109.4 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	31.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.2 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	0.2 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約58%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（109.4ha）のうち約3割（31.2ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約8割（24.3ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。
 地域農業の在り方について検討する。
 地域における新規就農の支援体制を構築する。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

高齢化により農作業が困難な農家が増加し、今後は農地の出し手が多くなることが予測される。農地を遊休化させないために、認定農業者等の中心となる経営体が高齢農家等をサポートしながら農地利用や規模拡大を図っていく。倉渚地域ならではの環境を活かし、おいしいお米・おいしい野菜の栽培を推進する。

- ・地域における新規就農支援について

新規就農者については、意欲ある方々が取り組んでおり地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	倉渕地域	平成24年9月	令和6年3月
	第8区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	170.7 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	103.9 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	34.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	29.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.3 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	4.0 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) =約61%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（103.9ha）のうち約3割（34.5ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約9割（29.2ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における新規就農の支援体制を構築する。</p>

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

高齢化により農作業が困難な農家が増加し、今後は農地の出し手が多くなることが予測される。農地を遊休化させないために、認定農業者等の中心となる経営体が高齢農家等をサポートしながら農地利用や規模拡大を図っていく。倉渕地域ならではの環境を活かし、おいしいお米・おいしい野菜の栽培を推進する。

- ・地域における新規就農支援について

新規就農者については、意欲ある方々が取り組んでおり地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	箕郷地域	平成29年9月	令和6年3月
	車郷地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	386.9 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	259.7 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	71.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	34.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	26.8 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約67%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（259.7ha）のうち約3割（71.8ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約5割（34.7ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。また現時点で耕作・管理していないとの回答があった耕作地は全体の3割（67.7ha）となっている。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における担い手および新規就農者の支援体制を構築する。</p>
--

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとする。当地区は、高齢化により農作業が困難な農家が増加し、農地の貸し手が多くなることが予想される。状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

現状の担い手だけでは行き詰っている。今後は新しい担い手の掘り起こしの情報提供等に積極的に取り組む。1年を通じて活動できるよう、梅などの6次産業化を視野に入れ、長期的な農業経営が出来るような仕組みを考えることが必要である。
作業の効率化を図るために、土地の集積を促進し規模の拡大を図る。

- ・地域における新規就農支援について

新規就農者については、地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	箕郷地域	平成29年9月	令和6年3月
	生原・柏木沢地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	233.1 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	133.9 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	41.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	23.8 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約57%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（133.9ha）のうち約3割（41.8ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約5割（19.8ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p> <p>また現時点で耕作・管理していないとの回答があった耕作地は全体の2割（28.1ha）となっている。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における担い手および新規就農者の支援体制を構築する。</p>
--

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとする。当地区は、高齢化により農作業が困難な農家が増加し、農地の貸し手が多くなることが予想される。地域の中心となる経営体が遊休農地を借入れ米麦の面積の拡大を目指す。状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

1年を通じて活動出来る露地野菜、施設野菜、園芸を促進し、長期的な農業経営が出来るような仕組みを考えることが必要である。
作業の効率化を図るために、土地の集積を促進し規模の拡大を図る。

- ・地域における新規就農支援について

新規就農者については、地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	箕郷地域	平成29年9月	令和6年3月
	箕輪地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	310.9 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	205.3 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	56.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.1 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	19.1 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約66%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（205.3ha）のうち約3割（56.1ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約6割（30.7ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。また現時点で耕作・管理していないとの回答があった耕作地は全体の2割（53.8ha）となっている。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における担い手および新規就農者の支援体制を構築する。</p>
--

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- ・農地中間管理機構の活用方針

原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとする。当地区は、高齢化により農作業が困難な農家が増加し、農地の貸し手が多くなることが予想される。地域の中心となる経営体が遊休農地を借入れられるよう情報の共有を行う。状況に応じて利用権設定も活用する。

- ・地域農業の在り方について

米麦を中心として、野菜の耕作面積の拡大を目指す。1年を通じて活動できるよう、梅などの6次産業化を視野に入れ、長期的な農業経営が出来るような仕組みを考えることが必要である。作業の効率化を図るために、土地の集積を促進し規模の拡大を図る。

- ・地域における新規就農支援について

新規就農者については、地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン（案）

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	群馬地域	平成30年3月	令和6年3月
	金古・堤ヶ岡・上郊地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	535.4 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	350.7 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	106.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	60.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.4 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	56.2 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約66%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（350.7ha）のうち約3割（106.4ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約6割（60.0ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。
 地域農業の在り方について検討する。
 地域における新規就農の支援体制を構築する。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- 農地中間管理機構の活用方針

本地区は、原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- 地域農業の在り方について

土地利用型農業については、法人や認定農業者等地域の担い手が、水田地域では二毛作や飼料用米等の作物生産による水田のフル活用を推進し、畑作地域では露地野菜や施設野菜、大豆、麦の生産規模拡大を図れるよう取り組む。また、郊外という立地条件を生かした地域の農産物を活用した6次産業化や、高付加価値化により、農地の有効利用と継続的な農業生産による経営安定を図る。

今後は、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないために、人・農地プラン座談会を活用して中心経営体へ農地を集積していく。

- 地域における新規就農支援について

新規就農者については、JAをはじめとする農業関係機関と連携し、地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン(案)

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	群馬地域	平成30年3月	令和6年3月
	国府地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	210.6 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	147.5 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	55.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	8.7 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) = 約70%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（147.5ha）のうち約4割（55.8ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約4割（24.0ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用する。
 地域農業の在り方について検討する。
 地域における新規就農の支援体制を構築する。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付けることとする。利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を推進し、地域全体で集約化を図る。

- 地域農業の在り方について

土地利用型農業については、法人や認定農業者等地域の担い手が、水田地域では二毛作や飼料用米等の作物生産による水田のフル活用を推進し、特産品である白菜など露地野菜や施設野菜の生産規模拡大を図れるよう取り組む。また、郊外という立地条件を活かした地域の農産物を活用した6次産業化や、高付加価値化により、農地の有効利用と継続的な農業生産による経営の安定を図る。

今後は、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないために、人・農地プラン座談会を活用して中心経営体へ農地を集積していく。

- 地域における新規就農支援について

新規就農者については、JAをはじめとする農業関係機関と連携し、地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名		作成年月	直近の更新年月
高崎市	榛名地域	平成30年3月	令和6年3月
	里見地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	543.5 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	368.7 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	71.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	42.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.5 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	-1.7 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) =約68%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地(368.7ha)のうち約2割(71.2ha)が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約6割(42.7ha)が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における新規就農の支援体制を構築する。</p>

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- 農地中間管理機構の活用方針

本地区は、原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- 地域農業の在り方について

土地利用型農業については、法人や認定農業者等地域の担い手が、果樹、野菜と米を中心とした作付けを行う。
なお、水稻については、個々の農家が現状の経営規模を維持していく。
今後は、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないために、人・農地プラン座談会を活用して中心経営体へ農地を集積していく。
また、他のプランとの合併も検討する。

- 地域における新規就農支援について

新規就農者については、地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	榛名地域	平成30年3月	令和6年3月
	室田地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	804.5 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	491.2 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	142.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	85.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.8 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	11.6 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) =約61%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（491.2ha）のうち約3割（142.4ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約6割（85.7ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における新規就農の支援体制を構築する。</p>

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- 農地中間管理機構の活用方針

本地区は、原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- 地域農業の在り方について

土地利用型農業については、法人や認定農業者等地域の担い手が、果樹、野菜と米を中心とした作付けを行う。
なお、水稻については、個々の農家が現状の経営規模を維持していく。
今後は、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないために、人・農地プラン座談会を活用して中心経営体へ農地を集積していく。
また、他のプランとの合併も検討する。

- 地域における新規就農支援について

新規就農者については、地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月	直近の更新年月
高崎市	榛名地域	平成30年3月	令和6年3月
	久留馬地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	581.5 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	353.1 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	105.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	58.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.9 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	25.4 ha
(備考) 地区内の耕作面積の内、アンケート調査等により回答が得られた面積の割合 (②/①) =約61%	

2 対象地区の課題

<p>アンケートの結果、回答のあった耕作地（353.1ha）のうち約3割（105.6ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約6割（58.7ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構を活用する。</p> <p>地域農業の在り方について検討する。</p> <p>地域における新規就農の支援体制を構築する。</p>

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- 農地中間管理機構の活用方針

本地区は、原則として農地所有者は農地中間管理機構に貸し付けることとするが、同機構に貸付けできない等、状況に応じて利用権設定も活用する。

- 地域農業の在り方について

土地利用型農業については、法人や認定農業者等地域の担い手が、果樹、野菜と米を中心とした作付けを行う。
なお、水稻については、個々の農家が現状の経営規模を維持していく。
今後は、高齢化等により耕作できなくなる農地を遊休化させないために、人・農地プラン座談会を活用して中心経営体へ農地を集積していく。
また、他のプランとの合併も検討する。

- 地域における新規就農支援について

新規就農者については、地域全体で支援しながら育成していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
高崎市	吉井地域	平成24年9月	令和6年3月

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	1,390.6 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積	936.3 ha
③ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	269.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	152.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.7 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	39.8 ha
(備考) 回答率：67%	

2 対象地区の課題

アンケートの結果、回答のあった耕作地（936.3ha）のうち約3割（269.1ha）が75才以上の耕作者となっている。さらに、75才以上の耕作者のうち約6割（154.9ha）が後継者が決まっておらず、今後遊休農地となる可能性が高い。今後、これらを引き受ける担い手の確保が必要となる。また、現時点で耕作・管理していないとの回答となった耕作地は全体の2割（270.4ha）となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ 農地中間管理機構を活用する。
- ・ 地域農業の在り方について検討する。
- ・ 地域における新規就農者へ支援体制を構築する。

4 3の方針を実現させるために必要な取組に関する方針

- 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者へ農地中間管理機構の周知と座談会への参加を促す。
利用権設定の更新の際に農地中間管理機構の利用を促進し、地域全体で集約化を図る。

- 地域農業の在り方について

法人や認定農業者等が主な農地の受け手となっており、米麦や野菜、果樹等の作付を行っている。今後も意欲的に営農している法人や認定農業者等が効率よく営農できるように農地の集積を図っていくが、現状の担い手だけでなく、若手農家の育成や新たな担い手の確保が必要である。高齢化により耕作されない農地が増え、獣害も増加していることから、有効な対策を地域で検討していく。

- 地域における新規就農支援について

新規就農者については、農業定着のために、関係機関等と協力しながら地域全体で支援しながら育成していく。